

平成23年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要(その1)

区 分	件 名	概 要							
<p>予算 (1件) 総務部</p>	<p>【1】平成22年度三重県一般会計補正予算(第11号) (緊急雇用・経済対策等に伴う補正予算 補正額 約5.3億円)</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 条 所 認 報 提</td> <td>算 案 議 案 定 告 出 計</td> <td>1 件 件 件 件 件 件 1 件</td> <td rowspan="2">} 議案 1件</td> </tr> <tr> <td>例 其 他</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	予 条 所 認 報 提	算 案 議 案 定 告 出 計	1 件 件 件 件 件 件 1 件	} 議案 1件	例 其 他		
予 条 所 認 報 提	算 案 議 案 定 告 出 計	1 件 件 件 件 件 件 1 件	} 議案 1件						
例 其 他									

平成23年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要(その2)

区 分	件 名	概 要																	
予算 (16件) 総務部	【1】平成23年度三重県一般会計予算 (予算額 約6,506億円) 【2】平成23年度三重県債管理特別会計予算 (予算額 約1,024億円) 【3】平成23年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約3億円) 【4】平成23年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計予算 (予算額 約11億円) 【5】平成23年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算 (予算額 約7億円) 【6】平成23年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算 (予算額 約2億円) 【7】平成23年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約8億円) 【8】平成23年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約3億円) 【9】平成23年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算 (予算額 約14億円) 【10】平成23年度三重県港湾整備事業特別会計予算 (予算額 約2億円) 【11】平成23年度三重県流域下水道事業特別会計予算 (予算額 約133億円) 【12】平成23年度三重県公共用地先行取得事業特別会計予算 (予算額 約2千万円)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">予 算</td> <td style="padding: 5px;">16件</td> <td rowspan="5" style="padding: 5px; vertical-align: middle;">} 議案 52件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">条 例</td> <td style="padding: 5px;">23件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他議案</td> <td style="padding: 5px;">13件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">認 定</td> <td style="padding: 5px;">件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">報 告</td> <td style="padding: 5px;">23件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">提 出</td> <td style="padding: 5px;">件</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">計</td> <td style="padding: 5px;">75件</td> <td></td> </tr> </table>	予 算	16件	} 議案 52件	条 例	23件	その他議案	13件	認 定	件	報 告	23件	提 出	件		計	75件	
予 算	16件	} 議案 52件																	
条 例	23件																		
その他議案	13件																		
認 定	件																		
報 告	23件																		
提 出	件																		
計	75件																		

区 分	件 名	概 要
予算 つづき	<p>【13】平成23年度三重県水道事業会計予算 (予算額 約203億円)</p> <p>【14】平成23年度三重県工業用水道事業会計予算 (予算額 約127億円)</p> <p>【15】平成23年度三重県電気事業会計予算 (予算額 約40億円)</p> <p>【16】平成23年度三重県病院事業会計予算 (予算額 約227億円)</p>	

区 分	件 名	概 要
条例案 (2 3 件) 生活・文化部	【 1 7 】 三重県新しい公共支援基金 条例案	<p>特定非営利活動法人その他の非営利組織の自立的な活動を支援するため、三重県新しい公共支援基金を設置するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <p>(1) 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定する。</p> <p>(2) 平成 2 5 年 9 月 3 0 日限り、その効力を失う。</p> <p>(3) 基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p>
参 考 新しい公共支援事業交付金の概要 「新しい公共」の主要な担い手となる N P O 等の自立的活動を後押しし、「新しい公共」の拡大と定着を図ることを目的として、国が都道府県に対し、事業を実施するための基金造成に必要な経費を交付するものである。		
健康福祉部	【 1 8 】 三重県子ども条例案	<p>子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、県民等及び市町の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的に推進し、もって子どもの権利が尊重される社会の実現に資するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成 2 3 年 4 月 1 日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <p>(1) 子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりについて基本理念を定める。</p> <p>(2) 県の責務について、次のとおり規定する。 子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策の策定、実施 様々な主体が行う取り組みへの支援</p> <p>(3) 保護者、学校関係者等、事業者、県民等及び市町の役割を明らかにする。</p> <p>(4) 施策の基本となる事項について、次のとおり規定する。 子どもの権利について学ぶ機会の提供 子どもの意見表明機会の拡充、意見の尊重 子どもの主体的な活動への支援 子どもの育ちを見守り支える人材の育成等様々な主体による活動の促進に向けた環境整備</p> <p>(5) その他、子どもからの相談への対応、広報及び啓発、調査、年次報告について規定する。</p>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	<p>【19】 地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会条例案</p> <p style="text-align: center;">参 考</p> <p>地方独立行政法人法 (地方独立行政法人評価委員会) 第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。 (2) その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。</p>	<p>地方独立行政法人法第11条第3項の規定に基づき、地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものである。 (平成23年4月1日から施行)</p>
総務部	<p>【20】 三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例案</p> <p>【21】 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案</p>	<p>多気町が多気町福祉事務所を設置することに伴い、行政機関の設置に係る規定の改正を行うものである。 (平成23年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 三重県多気福祉事務所の所管区域の改正 現 行 多気郡 改正後 多気郡明和町及び多気郡大台町</p> <p>平成23年度の職員定数の見直しに伴い、企業庁の職員の定数の改正を行うものである。 (平成23年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 職員定数の改正 企業庁 現行 261人 改正後 249人 増減 12人</p>

区 分	件 名	概 要
総務部 つづき	<p>【 2 2 】 特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>【 2 3 】 知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>行政委員の職務の性質及び職責を踏まえつつ、勤務実態を反映することができる報酬体系とするため、月額及び日額の併用により報酬を支給するよう改めるものである。 (平成23年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政委員の報酬について、月額は現行月額に1/3を乗じて得た額に改め、日額は21,000円とする。 <p>県の財政状況を考慮し、知事及び副知事等の給与を減額するための特例期間の延長の改正を行うものである。 (平成23年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事及び副知事等の給与を減額するための特例期間を平成24年3月31日(現行平成23年3月31日)まで延長する。
	<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>改正理由 平成17年度から6年間、知事、副知事等及び管理職員については、給与の特例的な減額を実施しているが、県の財政状況は依然として厳しいことから、引き続き1年間(平成23年度)、同様の取組を継続することによるものである。</p>	
健康福祉部	<p>【 2 4 】 財産の交換、無償譲渡、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>【 2 5 】 三重県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>普通財産を無償で譲渡するための特例を設けるものである。 (平成23年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の地方公共団体から無償譲渡を受けた財産を当該地方公共団体に譲渡する場合は、一定の条件の下で無償とするものとする。 <p>事業を実施するため国から交付される交付金に介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金を追加することに伴い、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国から交付される交付金に介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金を追加する。
	<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>介護基盤緊急整備等臨時特例基金の概要 国から交付される介護基盤緊急整備等臨時特例交付金により、地域密着型介護老人福祉施設等の小規模福祉施設の基盤整備の促進等を図るため、三重県に設置されている。</p>	

区 分	件 名	概 要
生活・文化部	<p>【26】 三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>消費者行政活性化の事業を実施するため国から交付される交付金に住民生活に光をそそぐ交付金を追加するとともに、三重県消費者行政活性化基金の設置の目的となる事業の実施期間を延長するため、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 三重県消費者行政活性化基金の設置の目的を達成するための経費の財源に、住民生活に光をそそぐ交付金を充てることができるよう規定を改正する。</p> <p>(2) 条例の有効期限を、平成24年12月31日から平成25年3月31日まで延長する。</p>
	<p>参 考</p> <p>消費者行政活性化基金の概要 消費生活相談窓口の機能強化等、地方公共団体の消費者行政活性化の取組を支援し、地域の消費者の安全を確保することを目的に、地方消費者行政活性化交付金を財源として、平成20年度に基金を造成している。</p> <p>住民生活に光をそそぐ交付金の概要 地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくりといった、住民にとって重要な行政分野を対象に平成22年度に住民生活に光をそそぐ交付金が都道府県に交付されるものである。</p>	
	<p>【27】 三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置の目的となる事業の実施期間の延長にかんがみ、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 条例の有効期限を、平成24年6月30日から平成25年3月31日まで延長する。</p> <p>(2) 交付金を国庫に返納する事由が生じた場合に基金を処分することができるよう規定を追加する。</p>
	<p>参 考</p> <p>緊急雇用創出事業臨時特例基金の概要 離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会の創出及びこれらの者に対する生活・就業相談を総合的に支援する緊急雇用創出事業を実施することを目的に、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を財源として、平成20年度に基金を造成している。 今回、緊急雇用創出事業実施要領が改正され、緊急雇用創出事業のうち重点分野雇用創出事業の一部が平成24年度末まで実施可能となった。 なお、住宅を喪失あるいはそのおそれのある者など、貧困・困窮者に対して住まいと就職機会の確保に向けた多面的な取り組みによる支援を実施することを目的に、平成21年度に緊急雇用創出事業臨時特例交付金(住まい対策拡充等支援事業分)が都道府県に交付され、同基金に積み立てている。</p>	

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【28】 三重県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県妊婦健康診査支援基金の設置の目的となる事業の実施期間の延長にかんがみ、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の有効期限を、平成23年3月31日から平成24年3月31日まで延長する。
	<p>参 考</p> <p>妊婦健康診査臨時特例交付金の概要 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、国が妊婦健康診査に必要な経費を交付することにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする。</p>	
	<p>【29】 三重県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県自殺対策緊急強化基金の設置の目的となる事業の実施期間の延長にかんがみ、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例の有効期限を、平成24年3月31日から平成25年3月31日まで延長する。 (2) 交付金を国庫に返納する事由が生じた場合に基金を処分することができるよう規定を追加する。
	<p>参 考</p> <p>改正理由 三重県自殺対策緊急強化基金は、国（内閣府及び厚生労働省）から交付された地域自殺対策緊急強化交付金を財源として設置されている。この度、地域自殺対策緊急強化基金管理運営要領が改正され、内閣府交付分については事業実施期間を平成24年度末まで延長することが可能となったが、厚生労働省交付分については延長の規定がなく、事業実施期間は従前のとおりとされた。 そのため、自殺対策を推進するための事業実施期間の延長に伴い条例の有効期限を変更するとともに、厚生労働省交付分に残余がある場合に変更後の条例の有効期限以前に基金を処分し、国庫に返納することができるように改正するものである。</p>	
<p>【30】 三重県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行にかんがみ、基金の設置目的の追加等所要の規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金を広域化等支援方針の作成及び広域化等支援方針に定める施策の実施に要する費用に充てることができるよう基金の設置目的を追加する。 	
<p>参 考</p> <p>改正後の国民健康保険法 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） (広域化等支援方針) 第68条の2 都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための当該都道府県内の市町村に対する支援の方針（以下「広域化等支援方針」という。）を定めることができる。 2～7 （略） (広域化等支援基金) 第68条の3 都道府県は、広域化等支援方針の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の基金として、広域化等支援基金を設けることができる。</p>		

区 分	件 名	概 要
環境森林部	<p>【31】 三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p> <p style="text-align: center;">参 考</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）の制定により、熱回収施設（廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの）を設置している者は、環境省令で定めるところにより、施設及び者の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができるようになった。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正にかんがみ、手数料についての規定を整備するものである。 （平成23年4月1日から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <p>(1) 一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定手数料及び一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定更新手数料を追加する。</p> <p>(2) 産業廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定手数料及び産業廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定更新手数料を追加する。</p>
健康福祉部	<p>【32】 三重県視覚障害者支援センター条例の一部を改正する条例案</p>	<p>著作権法の一部改正にかんがみ、規定を整備するものである。 （平成23年4月1日から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県視覚障害者支援センターが対象とする利用者に視覚による表現の認識に障害のある者を追加する。
環境森林部	<p>【33】 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p style="text-align: center;">参 考</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）の主な概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物を排出する事業者等による適正な処理を確保するための対策の強化（排出事業者が産業廃棄物を事業場で保管する際の事前届出制度の創設等） ・ 焼却時の熱利用の促進（熱回収施設設置者認定制度の創設） ・ 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化（廃棄物処理施設の定期検査の義務付け等） ・ 廃棄物処理業の優良化の推進等 	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正にかんがみ、産業廃棄物の保管に係る届出等についての規定を整備するものである。 （平成23年4月1日から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律の一部改正により、産業廃棄物を生ずる事業場外における産業廃棄物の保管に係る届出が義務付けられたため、関係規定を整備する。

区 分	件 名	概 要																												
教育委員会	<p>【34】 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案</p>	<p>平成23年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動及び国における小学校の学級編制標準の引下げ等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものである。 (平成23年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公立学校職員定数の改正 <table border="1" data-bbox="735 483 1406 707"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県立学校</td> <td>高等学校</td> <td>3,751人</td> <td>3,705人</td> <td>46人</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>1,092人</td> <td>1,096人</td> <td>+ 4人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町立学校</td> <td>小学校</td> <td>7,179人</td> <td>7,186人</td> <td>+ 7人</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>3,901人</td> <td>3,958人</td> <td>+57人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>15,923人</td> <td>15,945人</td> <td>+22人</td> </tr> </tbody> </table>			現行	改正後	増減	県立学校	高等学校	3,751人	3,705人	46人	特別支援学校	1,092人	1,096人	+ 4人	市町立学校	小学校	7,179人	7,186人	+ 7人	中学校	3,901人	3,958人	+57人	合計		15,923人	15,945人	+22人
		現行	改正後	増減																										
県立学校	高等学校	3,751人	3,705人	46人																										
	特別支援学校	1,092人	1,096人	+ 4人																										
市町立学校	小学校	7,179人	7,186人	+ 7人																										
	中学校	3,901人	3,958人	+57人																										
合計		15,923人	15,945人	+22人																										
企業庁	<p>【35】 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案</p> <p>【36】 三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、三重県立桑名高等学校衛生看護分校、三重県立上野商業高等学校、三重県立上野工業高等学校及び三重県立上野農業高等学校を廃止するものである。 (平成23年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 三重県立桑名高等学校衛生看護分校、三重県立上野商業高等学校、三重県立上野工業高等学校及び三重県立上野農業高等学校に係る規定を削る。 <p>南勢志摩水道用水供給事業の一部の志摩市水道事業への譲渡及び南部広域圏広域的な水道整備計画の改定に伴い、南勢志摩水道用水供給事業の給水区域及び1日最大給水量を改定するものである。 (平成23年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 南勢志摩水道用水供給事業の給水区域に多気郡大台町を加える。 南勢志摩水道用水供給事業の1日最大給水量(現行169,150)を139,850に引き下げる。 																												
<p>参 考</p> <p>南部広域圏広域的な水道整備計画の改定理由 平成21年3月に南部広域圏の16市町から市町村合併等を考慮した南部広域圏広域的な水道整備計画に見直すよう要請があり、平成22年6月に改定を行った。</p> <p>改定後の南部広域圏広域的な水道整備計画における南勢志摩水道用水供給事業の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業主体 三重県 目標年度 平成32年度 水 源 蓮ダム 給水区域 伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気郡多気町、明和町、大台町、度会郡玉城町、度会町 1日最大給水量 139,850 日 工事期間 平成23年度から平成26年度まで 																														

区 分	件 名	概 要																								
病院事業庁	【37】 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案	<p>三重県立こころの医療センターの診療科目を変更し、県有自動車使用料及び分べん料の額を改定し、並びに厚生労働大臣が定める先進医療に係る手術料の額を定めるため、規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">（平成23年4月1日から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 三重県立こころの医療センターの診療科目から診療を行っていない「神経科」を削る。 (2) 県有自動車使用料の金額を90円以下で病院事業の管理者が定める額（現行80円）に改める。 (3) 分べん料の金額を240,000円以下（現行187,000円以下）で病院事業の管理者が定める額に改める。 (4) 厚生労働大臣が定める先進医療に係る手術料の金額を実費を基準として病院事業の管理者が定める額とする。 																								
企業庁	【38】 三重県水道供給条例の一部を改正する条例案	<p>北中勢水道用水供給事業の北勢長良川水系の全部給水開始等に伴い、規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">（平成23年4月1日から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 北中勢水道用水供給事業の北勢長良川水系の基本料金の料率を改定する。 (2) その他規定を整備する。 																								
警察本部	【39】 三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案	<p>厳しさを増す治安情勢に的確に対処するため、警察職員の定員の改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">（規則で定める日から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察官の定員を改める。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">現行</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> <th style="text-align: center;">増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警視</td> <td style="text-align: center;">112 人</td> <td style="text-align: center;">112 人</td> <td style="text-align: center;">0 人</td> </tr> <tr> <td>警部</td> <td style="text-align: center;">232 人</td> <td style="text-align: center;">232 人</td> <td style="text-align: center;">0 人</td> </tr> <tr> <td>警部補及び巡查部長</td> <td style="text-align: center;">1,753 人</td> <td style="text-align: center;">1,755 人</td> <td style="text-align: center;">2 人</td> </tr> <tr> <td>巡查</td> <td style="text-align: center;">917 人</td> <td style="text-align: center;">918 人</td> <td style="text-align: center;">1 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">3,014 人</td> <td style="text-align: center;">3,017 人</td> <td style="text-align: center;">3 人</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正後	増減	警視	112 人	112 人	0 人	警部	232 人	232 人	0 人	警部補及び巡查部長	1,753 人	1,755 人	2 人	巡查	917 人	918 人	1 人	合 計	3,014 人	3,017 人	3 人
	現行	改正後	増減																							
警視	112 人	112 人	0 人																							
警部	232 人	232 人	0 人																							
警部補及び巡查部長	1,753 人	1,755 人	2 人																							
巡查	917 人	918 人	1 人																							
合 計	3,014 人	3,017 人	3 人																							

区 分	件 名	概 要
その他議案 (13件) 総務部	【40】 包括外部監査契約について	包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項に規定する包括外部監査契約を締結するものである。 【契約の目的】 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 【契約の始期】 平成23年4月1日 【契約金額】 12,982,200円を上限とする額 【契約の相手方】 田中智司：公認会計士
防災危機管理部	【41】 防災関係建設事業に対する市町等の負担について	平成23年度において県の行う防災関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町及び消防組合に負担を求めるものである。
農水商工部	【42】 県営農水産関係建設事業に対する市町の負担について	平成23年度において県の行う農水産関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町に負担を求めるものである。
県土整備部	【43】 土木関係建設事業に対する市町の負担について	平成23年度において県の行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町に負担を求めるものである。
	【44】 工事請負契約について	中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）雲出川左岸浄化センター系水処理施設（1池、2池）土木建設工事 場所 津市雲出鋼管町地内 契約金額 1,109,485,126円 契約方法 一般競争入札 請負者住所氏名 津市羽所町398 大林組・日本土建・アイケーディ特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社大林組三重営業所 所長 銅傳 肇 工事の概要 杭基礎工 696本 躯体工 11,200

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	【45】 工事請負契約の変更について	<p>北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター 系 水処理施設反応槽・最終沈殿池建設工事（その2）</p> <p>場所 四日市市楠町北五味塚地内</p> <p>契約金額 変更前 1,060,500,000 円 変更後 1,067,550,750 円</p> <p>契約方法 随意契約</p> <p>請負者住所氏名 四日市市石原町1番地 石原・杉本特定建設工事共同企業体 代表者 石原化工建設株式会社 代表取締役 渡邊 登夫</p> <p>工事の概要 掘削工 20,663 躯体工 8,738</p>
環境森林部	【46】 財産の取得について	<p>RDF焼却・発電施設用地の取得</p> <p>所在地 桑名市多度町力尾地内</p> <p>種目及び数量 土地 49,459.77 m²</p> <p>金額 1,176,200,457 円</p> <p>相手方住所氏名 桑名市多度町力尾 桑名広域清掃事業組合 管理者 水谷 元</p>
県土整備部	【47】 県道の路線廃止について	<p>道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、県道の路線を次のとおり廃止するものとする。</p> <p>・県道の廃止 河原田停車場線</p>
	【48】 損害賠償の額の決定及び和解について	<p>平成22年10月16日、四日市市平津町地内の二級河川朝明川水系朝明川において、堤防敷に生えていた雑木が折れ、民家の屋根を損傷したことについて、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解を行うものである。</p> <p>損害賠償額 37,000 円</p>

区 分	件 名	概 要															
健康福祉部	<p>【49】 公立大学法人三重県立看護大学が徴収する料金の上限の認可について</p>	<p>地方独立行政法人法第23条の規定に基づき、公立大学法人三重県立看護大学が、その業務に関して徴収する料金の上限を認可するため、議会の議決を経るものである。</p> <table border="1" data-bbox="735 430 1482 815"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学検定料</td> <td>認定看護師教育課程研修生</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>入学料</td> <td>認定看護師教育課程研修生</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>授業料</td> <td>認定看護師教育課程研修生</td> <td>650,000円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2">認定看護師教育課程研修生とは、日本看護協会認定看護師制度委員会が定める認定看護師教育カリキュラムの基準に基づく課程を履修する者をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		金額	入学検定料	認定看護師教育課程研修生	30,000円	入学料	認定看護師教育課程研修生	100,000円	授業料	認定看護師教育課程研修生	650,000円	備考	認定看護師教育課程研修生とは、日本看護協会認定看護師制度委員会が定める認定看護師教育カリキュラムの基準に基づく課程を履修する者をいう。	
区 分		金額															
入学検定料	認定看護師教育課程研修生	30,000円															
入学料	認定看護師教育課程研修生	100,000円															
授業料	認定看護師教育課程研修生	650,000円															
備考	認定看護師教育課程研修生とは、日本看護協会認定看護師制度委員会が定める認定看護師教育カリキュラムの基準に基づく課程を履修する者をいう。																
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>地方独立行政法人法 (料金) 第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。</p>																	
	<p>【50】 地方独立行政法人三重県立総合医療センター定款の制定について</p>	<p>地方独立行政法人三重県立総合医療センターを設立するため、地方独立行政法人法第7条の規定に基づき、議会の議決を経て定款を定めるものである。 (法人の成立の日から施行)</p> <p>(主な内容)</p> <p>(1)総則 法人の目的、名称、設立団体、事務所の所在地、法人の種別等基本的事項を定める。</p> <p>(2)組織及び業務 役員の定数、役員の職務及び権限、役員の任命、役員の任期、職員の任命、理事会の設置及び構成、理事会の議事、理事会の議決事項、業務の範囲等を定める。</p> <p>(3)資本金、出資及び資産 法人の資本金、法人の解散に伴う残余財産の帰属等について定める。</p>															
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>地方独立行政法人法 (設立) 第7条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県(都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。)又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあっては総務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。</p>																	

区 分	件 名	概 要
生活・文化部	<p>【51】 第2次三重県男女共同参画基本計画の策定について</p>	<p>平成14年に三重県男女共同参画基本計画を策定し（平成19年に一部改訂）、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできたが、この計画が平成23年3月末で終了することから、第2次三重県男女共同参画基本計画を策定するものである。</p> <p>（計画の内容） 第2次三重県男女共同参画基本計画は次の3章で構成する。</p> <p>(1) 第1章 計画の基本的な考え方 計画策定の趣旨、計画の基本的な視点および計画の重点事項等について示したものである。</p> <p>(2) 第2章 施策の方向 「政策・方針決定過程への男女共同参画の推進」などの7つの基本施策について現状・課題および施策の方向等を示したものである。</p> <p>(3) 第3章 計画の推進 計画の推進についての施策の方向と施策を示したものである。</p> <p>（計画の期間） 平成23年度から平成32年度までとする。</p>
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>第2次三重県男女共同参画基本計画の策定については、三重県男女共同参画推進条例第8条第4項の規定により議会の議決を要する。</p>		
健康福祉部	<p>【52】 第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定について</p>	<p>平成19年に三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画を策定し、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできたが、この計画が平成23年3月末で終了することから、第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画を策定するものである。</p> <p>（計画の内容） 第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画は次の2章で構成する。</p> <p>(1) 第1章 計画の基本的な考え方 計画策定の趣旨、あるべき姿と課題および計画の実施に向けて重点的に取り組む項目や計画の進め方等を示したものである。</p> <p>(2) 第2章 計画の取組 計画を進めるために、重点的に取り組む内容と条例の基本方針に基づく施策体系ごとの取組等を具体的に示したものである。</p> <p>（計画の期間） 平成23年度から平成26年度までとする。</p>
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定については、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第8条第3項の規定により議会の議決を要する。</p>		

区 分	件 名	概 要
報告 (23件) 県土整備部	【53】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)	県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起(和解を含む。)を行った。
健康福祉部	【54】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成22年7月9日鈴鹿市岡田地内において発生した鈴鹿保健福祉事務所(保健衛生室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 200,000円
県土整備部	【55】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成22年6月16日四日市市千代田町地内の農道において発生した北勢流域下水道事務所(事業推進室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 259,891円
	【56】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成22年7月21日津市桜橋2丁目地内の県道上浜高茶屋久居線において発生した津建設事務所(保全室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 541,138円 損害賠償額 45,150円
	【57】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成22年7月21日津市桜橋2丁目地内の県道上浜高茶屋久居線において発生した津建設事務所(保全室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,250,802円
	【58】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成22年8月20日三重郡菰野町大字菰野地内の市道において発生した四日市建設事務所(事業推進室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 218,095円
	【59】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成22年9月29日志摩市阿児町鵜方地内の市道において発生した志摩建設事務所(事業・用地推進室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 71,621円

区 分	件 名	概 要
警察本部	【 6 0 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 1 年 1 2 月 2 日愛知県名古屋市港区汐止町地内の市道において発生した桑名警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 137,100 円
	【 6 1 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 1 年 1 2 月 2 9 日四日市市三重四丁目地内の駐車場において発生した四日市北警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 61,215 円
	【 6 2 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 2 年 7 月 1 5 日津市栗真町屋町地内の国道 2 3 号において発生した津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 863,795 円
	【 6 3 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 2 年 8 月 3 0 日桑名市大字江場地内の国道 2 5 8 号において発生した捜査第一課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 84,000 円
	【 6 4 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 2 年 9 月 2 0 日松阪市上ノ庄町地内の駐車場において発生した松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 36,225 円
	【 6 5 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 2 年 9 月 3 0 日鈴鹿市中旭が丘一丁目地内の市道において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 100,800 円
	【 6 6 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 2 2 年 1 0 月 4 日津市中央地内の駐車場において発生した亀山警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 40,950 円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【67】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【68】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成22年10月6日四日市市桜町地内の国道306号において発生した四日市西警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 409,409円</p> <p>平成22年10月8日松阪市伊勢寺町地内の県道松阪第二環状線において発生した組織犯罪対策課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 44,211円 損害賠償額 103,400円</p>
教育委員会	<p>【69】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【70】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成22年11月3日名張市富貴ヶ丘5番町地内の市道において発生した名張警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 78,813円</p> <p>平成22年11月10日伊賀市荒木地内の国道163号において発生した県立伊賀白鳳高等学校に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 6,800円</p>
県土整備部	<p>【71】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【72】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【73】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p> <p>【74】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成22年5月21日鈴鹿市北長太町地内の県道四日市楠鈴鹿線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 88,280円</p> <p>平成22年6月15日亀山市山下町地内の県道鈴鹿関線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 45,335円</p> <p>平成22年9月30日熊野市磯崎町地内の国道311号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 126,000円</p> <p>平成22年10月31日四日市市桜町地内の県道四日市菰野大安線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 20,153円</p>

区 分	件 名	概 要
総務部	【75】 議会の議決すべき事件以外の契約等について	<p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約</p> <p>【契約名称】高速複写機賃貸借契約 【履行場所】三重県総務部法務・文書室高速コピー担当 【契約金額】42,567,525円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 三重県四日市市久保田 2-7-5 デュプロ販売株式会社 三重営業所 所長 佐々木 守</p> <p>【契約締結の年月日】平成22年12月27日 【契約期間】平成23年1月1日から 平成28年3月31日まで</p>
環境森林部		<p>4分の1出資法人が締結した予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約</p> <p>【法人名】財団法人三重県環境保全事業団 【契約名称】新小山最終処分場付帯施設建設工事 【履行場所】四日市市小山町地内 【契約金額】557,161,500円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 三重県松阪市中央町306番地の1 北村・田村 特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社北村組 取締役社長 北村 俊治</p> <p>【契約締結の年月日】平成22年12月7日 【契約期間】平成22年12月7日から 平成24年9月30日まで</p>

